

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う 2021年度の学校給食費の減額について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い以下の状況によって児童生徒が給食を欠食する場合は、保護者からの申請により学校給食費を減額することができます。給食用食材準備の観点から、減額開始日・終了日が決まり次第、速やかに学校へご連絡ください。

### 1. 減額条件

#### (1) 本人の状況によって児童生徒が給食を欠食する場合

児童生徒が以下に該当し、出席停止・遅刻・早退等を行うことになったため、給食の提供を受けられなくなる場合

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者と特定された場合
- ③ PCR検査を受ける場合（濃厚接触者と特定されていない場合）
- ④ 発熱等の風邪の症状がある場合（濃厚接触者と特定されていない場合）
- ⑤ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等で重症化するリスクが高い場合
- ⑥ 海外から帰国した場合
- ⑦ 感染症予防上、保護者が出席させなかった場合
- ⑧ 校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合
- ⑨ 学校内の活動等で感染が疑われた場合
- ⑩ 医療機関等においてワクチン接種を受ける場合  
※ ワクチン接種の日程が決まり次第、すぐに学校へご連絡ください。
- ⑪ ワクチン接種後、副反応が出た場合
- ⑫ オンライン授業に出席する場合  
※学級・学年・学校単位でオンライン授業を実施する場合は保護者からの申請は不要です。

#### (2) 同居の家族等の状況によって児童生徒が給食を欠食する場合

同居の家族等が以下に該当し、児童生徒が出席停止・遅刻・早退等を行うことになったため、給食の提供を受けられなくなる場合

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者と特定された場合
- ③ PCR検査を受ける場合  
※勤務先の方針や自身の判断でPCR検査を受ける場合は状況により対象外
- ④ 発熱等の風邪症状がある場合

### 2. 申請方法・提出期限

減額期間が決まり次第、学校から「(新型コロナウイルス感染症対策専用)学校給食費等減額申請書」を受け取ってください。必要事項を記入の上、減額期間終了後1週間以内に学校へ提出してください。

### 3. 減額方法

年度末等の精算時に「1食単価×欠食回数」の金額を減額します。

#### 【問い合わせ先】

学校教育部保健給食課 公会計担当

電話：042-724-2177

（平日 午前8：30～午後5：00）

FAX：050-3161-8681